

令和 5 年

御 殿 場 市 議 会 3 月 定 例 会 議 案 書

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 3 号	令和4年度御殿場市一般会計補正予算（第6号）について	資料3
議案第 4 号	令和4年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	資料3
議案第 5 号	令和4年度御殿場市救急医療センター特別会計補正予算（第2号）について	資料3
議案第 6 号	令和5年度御殿場市一般会計予算について	資料4 資料5
議案第 7 号	令和5年度御殿場市国民健康保険特別会計予算について	資料6
議案第 8 号	令和5年度御殿場市救急医療センター特別会計予算について	資料6
議案第 9 号	令和5年度御殿場市介護保険特別会計予算について	資料6
議案第10号	令和5年度御殿場市後期高齢者医療特別会計予算について	資料6
議案第11号	令和5年度御殿場市上水道事業会計予算について	資料7
議案第12号	令和5年度御殿場市工業用水道事業会計予算について	資料7
議案第13号	令和5年度御殿場市簡易水道事業会計予算について	資料7
議案第14号	令和5年度御殿場市公共下水道事業会計予算について	資料7
議案第15号	令和5年度御殿場市農業集落排水事業会計予算について	資料7
議案第16号	令和5年度御殿場市公設浄化槽事業会計予算について	資料8

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 7 号	御殿場市犯罪被害者等支援条例制定について	1
議案第 1 8 号	御殿場市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する 条例制定について	4
議案第 1 9 号	御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 制定について	5
議案第 2 0 号	御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定 について	6
議案第 2 1 号	板妻南工業団地開発第 3 期事業地内の用地取得について	7
議案第 2 2 号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	8
議案第 2 3 号	市道路線の廃止について	9
議案第 2 4 号	市道路線の認定について	1 0
議案第 2 5 号	損害賠償の額の決定及び和解について	1 1
同意第 2 号	御殿場市外 1 組合公平委員会委員の選任について	1 2
同意第 3 号	御殿場市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 3

議案第 17 号

御殿場市犯罪被害者等支援条例について

御殿場市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 関係機関等 国、静岡県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 市民等 市民及び市内に居住し、通勤し、又は在学する者及び市内において事業活動を行うものをいう。
- (6) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、二次被害の有無等、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、二次被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

2 市は、前項の規定による相談、情報提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の給付)

第7条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、見舞金を給付することができる。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第8条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第9条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの

確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害及び再被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等支援のための施策等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 18 号

御殿場市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例をここに制定する。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

御殿場市子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年御殿場市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年御殿場市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長の部生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づく外国人の保護に関する事務の款中

「

障害者自立支援医療費支給関係情報

精神障害者医療費助成関係情報

」を

「

障害者自立支援医療費支給関係情報

」に

改め、同款に次のように加える。

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の実施に関する情報

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御殿場市国民健康保険税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附則第 3 項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 21 号

板妻南工業団地開発第 3 期事業地内の用地取得について

板妻南工業団地開発第 3 期事業に係る土地を次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年御殿場市条例第 5 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

1 取得の目的

板妻南工業団地開発第 3 期事業の土地を御殿場市小山町土地開発公社から取得し、進出予定企業へ御殿場市から売却を行うため。

2 取得する土地の所在、地積及び金額

所 在：御殿場市板妻 730 番地 23 外 4 筆

地 目：原野、山林、用悪水路

地 積： 73, 511. 67 m²

金 額： 230, 455, 270 円

支払利息： 1, 423, 417 円

計： 231, 878, 687 円

3 取得の相手方

御殿場市萩原 483 番地

御殿場市小山町土地開発公社

議案第 22 号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成 20 年総行市第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 6 条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
4345号線	御 殿 場 市 杉 名 沢 209 番 3 地 先	御 殿 場 市 杉 名 沢 211 番 3 地 先	

議案第 24 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2200号線	御殿場市御殿場308番1地先	御殿場市御殿場309番5地先	
2201号線	御殿場市御殿場312番5地先	御殿場市御殿場312番1地先	
2202号線	御殿場市御殿場312番7地先	御殿場市御殿場312番6地先	
3717号線	御殿場市竈1917番77地先	御殿場市竈1967番12地先	
3718号線	御殿場市竈1931番41地先	御殿場市川島田1223番3地先	
3719号線	御殿場市竈1948番12地先	御殿場市竈1954番12地先	
4603号線	御殿場市杉名沢66番3地先	御殿場市川島田1476番2地先	
4604号線	御殿場市杉名沢193番1地先	御殿場市杉名沢212番1地先	
4605号線	御殿場市杉名沢214番13地先	御殿場市杉名沢215番8地先	
4606号線	御殿場市杉名沢210番10地先	御殿場市杉名沢210番10地先	

議案第 25 号

損害賠償の額の決定及び和解について

市道 2035 号線で発生した事故に関し、次のとおり損害を賠償し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

1 相 手 方

2 事故の概要

令和 2 年 10 月 21 日、男性（当時 66 歳）が、御殿場市東田中 1 丁目 3 番 1 号付近の市道 2035 号線における転落により負傷した事故について、相手方から、相手方弁護士を代理人として和解が提起されていたものである。

3 損害賠償額その他の和解条項

(1) 損害賠償の額 28,500,000 円

(2) 相手方は、御殿場市に対し、上記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しない。

同意第 2 号

御殿場市外 1 組合公平委員会委員の選任について

次の者を御殿場市外 1 組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 岩田 加代子

住 所

生年月日

同意第 3 号

御殿場市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を御殿場市固定資産評価審査委員会委員に任命したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 長田 広幸

住 所

生年月日

